

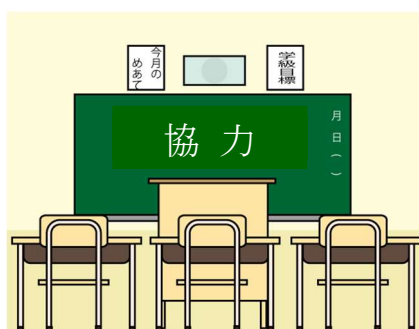
重要

<R6 改訂版>



## 在学中保存資料

- 1 武蔵村山市立第三小学校 PTA 規約
- 2 運用基準
- 3 PTA 組織図
- 4 PTA 団体傷害保険



# 武蔵村山市立第三小学校PTA規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は、武蔵村山市立第三小学校PTAと称し、事務所を武蔵村山市立第三小学校におく

第2条 本会の目的及び方針は次のとおりとする

### 1 目 的

- イ 学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかる
- ロ 学校の振興及び会員の教養向上をはかる

### 2 方 針

- イ 本会の目的以外の事業及び活動をしな
- ロ 営利団体、政治団体などの支配干渉を受けない
- ハ 適正な教育予算の充実を期するために努力する
- ニ 学校の機会均等実現のために努力する
- ホ 学校の人事及び管理に干渉しない

第3条 本会はその目的を達成するために次の活動を行う

- 1 教育施設の充実をはかる
- 2 学校行事の後援及び共同行事共催
- 3 会員の教養向上並びに相互の親睦をはかる
- 4 児童の生活を正しく導き向上をはかる
- 5 環境改善への努力
- 6 その他必要と認めた活動

## 第2章 会 員

第4条

- 1 本会の会員は武蔵村山市立第三小学校在学児童の保護者、同小学校職員を会員とする
- 2 会員は本会が第3条の活動を行うために会費を納入することとし、その会費は年度ごと1世帯につき年間で一括納入を原則とする
- 3 年度途中で会員となった場合は、会員となった月より同年度3月までの分を初年度分の会費として一括納入することとする
- 4 年度途中で会員でなくなった場合、会費は返還しない

## 第3章 経 理

第5条 本会の経費は総会で議決された予算に基づいて行われ会費及び寄付金その他の収入によって支弁される

第6条 本会の経費は第2条の目的達成以外に使用してはならない

第7条 会費の額の変更は総会で決める

第8条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない

第9条 臨時会費を必要とするときは運営委員会の議決を要する

第10条 本会の会計年度は総会終了より次年度総会までとする

## 第4章 役員及び会計監査

第11条 本会に次の役員及び会計監査をおく

会長 1名 副会長 2名 書記 2名 会計 2名

会計監査 3名 担当教員 3名（クラス委員会と兼務）

第12条 役員及び会計監査の任期は一年または二年とする ただし再任を妨げない

1 欠員を生じた場合運営委員会において定めその任期は前任者の残存期間とする

第13条 役員及び会計監査の選出は第7章（7）に定めるところとする

1 役員及び会計監査はすべての会員の中より選出するものとする

## 第5章 役員及び会計監査の任務

第14条 役員及び会計監査は次の会務を行う

1 会長は本会を代表し会務を司る

2 副会長は会長を補佐し会長不在の時は代理をつとめる

3 会計は本会の金銭収支の全てを記録し会計監査を受け定期書面総会に於いて会計報告をする

4 書記は会議の記録その他の庶務を行う

5 会計監査は随時会計監査を行い総会に於いて会員に報告する 又全ての会議に出席して意見を述べることができる

## 第6章 クラス委員の選出と任務

第15条 学級のクラス委員は全ての会員の中より選出するものとする

クラス委員は新年度第一回の保護者会において学級毎に二名ずつ選出し、会務を分担する

1 各学級のクラス委員より委員長を互選し、委員長は運営委員会委員となる

2 地区会の正副委員長は地区会員の中より選出し、地区委員長は運営委員会委員となる

3 各地区会に協力委員をおく その数は地区の任意とする

第16条 委員の任期は一年とし補欠の任期は前任者の残存期間とする

## 第7章 会議及び機関

第17条 本会の目的を達成するために次の会議及び機関をおく

1 書面総会 2 役員会

3 運営委員会 4 学級会及び学年会

5 クラス委員会 6 地区会

7 役員選考委員会 8 予算委員会

第18条 前条の1、2、3については会長が招集する

前条の4、5、6、7については当該の長が招集する

## ( 1 ) 総 会

第19条 総会は会員で組織される最高議決機関であり次の事項を審議決定する

- 1 会務及び会計報告、年次決算の承認
- 2 次年度予算
- 3 次年度役員
- 4 次年度の本部及びクラス委員会の活動方針と計画
- 5 その他重要事項

第20条 定期総会は通常5月に書面にて開催する

- 1 総会の定数は会員の5分の1以上とする 出席者の過半数の同意を必要とし可否同数の時議長が決するものとする
- 2 臨時総会は運営委員（3分の2以上）が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の要求があったときは開かなければならない
- 3 議長はその都度選出し副議長は教職員より選出する
- 4 議題、内容によって会長が必要と判断する場合には対面にて開催する

第21条 委員総会は会長が必要と認めたとき又は構成員の5分の1以上の要求があったとき開催する

## ( 2 ) 役 員 会

第22条 役員会は役員及び会計監査で構成する

- 1 役員会は次の事項を協議する
  - イ 運営委員会提出案件
  - ロ 各関係機関との連絡調整
  - ハ その他運営上必要と認める事項

## ( 3 ) 運営委員会

第23条 運営委員会は役員、地区長、クラス委員長で構成する議決執行機関であり年間で2回対面または書面、オンラインにて開くことを原則とする

- 1 臨時運営委員会は会長が必要と認めたとき又は構成員の5分の1以上から要求があった時に開催する

第24条 運営委員会は委員の過半数以上の出席により成立し議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決し次の事項を執行する 議長は副会長があたる

- 1 総会で決定した事項の執行
- 2 運営委員会で決定した事項の実施
- 3 総会への提出案件の協議並びに作成
- 4 学級会、学年会、クラス委員会、地区会等の連絡調整
- 5 その他本会の運営全般

## ( 4 ) 学級会及び学年会

第25条 学級会はその学級の父母及び担任教師を以て構成し児童の健全な成長と幸福に務める

- 1 学校、家庭教育に対する相互の理解と協力を図るために次の諸活動を務める
  - イ 授業参観
  - ロ 教育懇談
  - ハ 学習会
  - ニ 学年会への協力
  - ホ その他学級関係諸活動

第26条 学級会は他の機関決議や執行を妨げない範囲で企画実行する

第27条 学年会は当該父母及び担任教師を以て構成し会を運営するため学年委員のうち委員長1名を互選し委員と共に会務にあたる

- 1 学年会は学年関係事項の連絡調整し協議執行する

#### ( 5 ) クラス委員会

第28条 第3条の活動を行うため本会にクラス委員会をおく

第29条 委員の中から委員長2名、教員3名(役員会と兼務)を互選し会務にあたる

- 1 クラス委員会の活動方針は総会で決し、運営委員会と協議の上推進する

#### ( 6 ) 地区会

第30条 本会の目的達成のために各地区毎に地区会をおきその会員と担当教師で構成する

- 1 地区会は地区内児童の福祉と安全を図りその他地区関係事項を行う
- 2 地区会は地区委員長が会務をつかさどり副委員長、地区協力委員はこれを補佐する

#### ( 7 ) 役員選考委員会

第31条 本会の役員、会計監査の候補者推薦のため役員選考委員会を年度終了6ヶ月前に組織する

- 1 選考委員会は運営委員の中より役員2名、クラス委員2名、地区長2名、教員1名を以て構成し委員長、副委員長を互選する
- 2 選考委員は1～4学年から各1名以上の本部役員候補者と、3名の青少年対策第三地区委員会常任委員候補者を選出する。青少年対策第三地区委員会常任委員の任期は2年とする
- 3 選考委員は役員候補者及び会計監査を選び運営委員会に提案承認を求め総会にはかり決定する
- 4 選考委員会の任務は役員の決定を以て解任する
- 5 選考委員が候補者になった場合は運営委員の中で補充する

#### ( 8 ) 予算委員会

第32条 本会の予算を適正に作成するために予算委員会をおく

- 1 予算委員会は会長、副会長2名、会計2名、クラス委員長2名、地区長の代表1名、教員1名を以て構成し委員長は会長があたる
- 2 予算委員会委員の任期は、予算作成終了を以て解任とする

## 第8章 表彰

第33条 本会のため功労のあった者に対し運営委員会の推薦により表彰する

## 補 則

第34条 本会に次の帳簿を備える

- |          |          |        |           |
|----------|----------|--------|-----------|
| 1 会議録    | 2 会計簿    | 3 領収書綴 | 4 規約及び文書録 |
| 5 学級学年記録 | 6 専門部会記録 |        |           |

第35条 学校長、副校長は学校を代表し全ての会議に出席して意見を述べるができる

第36条 この会の運営に関し必要な細則は本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て別に定める

第37条 本会に顧問をおくことができる

第38条 本規約の改廃は総会で決定する

第39条 本規約は昭和38年5月19日より実施する

改正 この規約は昭和42年 5月27日より実施する

改正 この規約は昭和54年 5月12日より実施する

改正 この規約は昭和61年 4月 1日より実施する

改正 この規約は平成 5年 4月 1日より実施する

改正 この規約は平成20年 5月16日より実施する

改正 この規約は平成22年 5月14日より実施する

改正 この規約は平成26年 5月16日より実施する

改正 この規約は平成29年 5月12日より実施する

改正 この規約は令和 3年 5月14日より実施する

改正 この規約は令和 5年10月13日より実施する

改正 この規約は令和 6年 5月10日より実施する

# 運 用 基 準

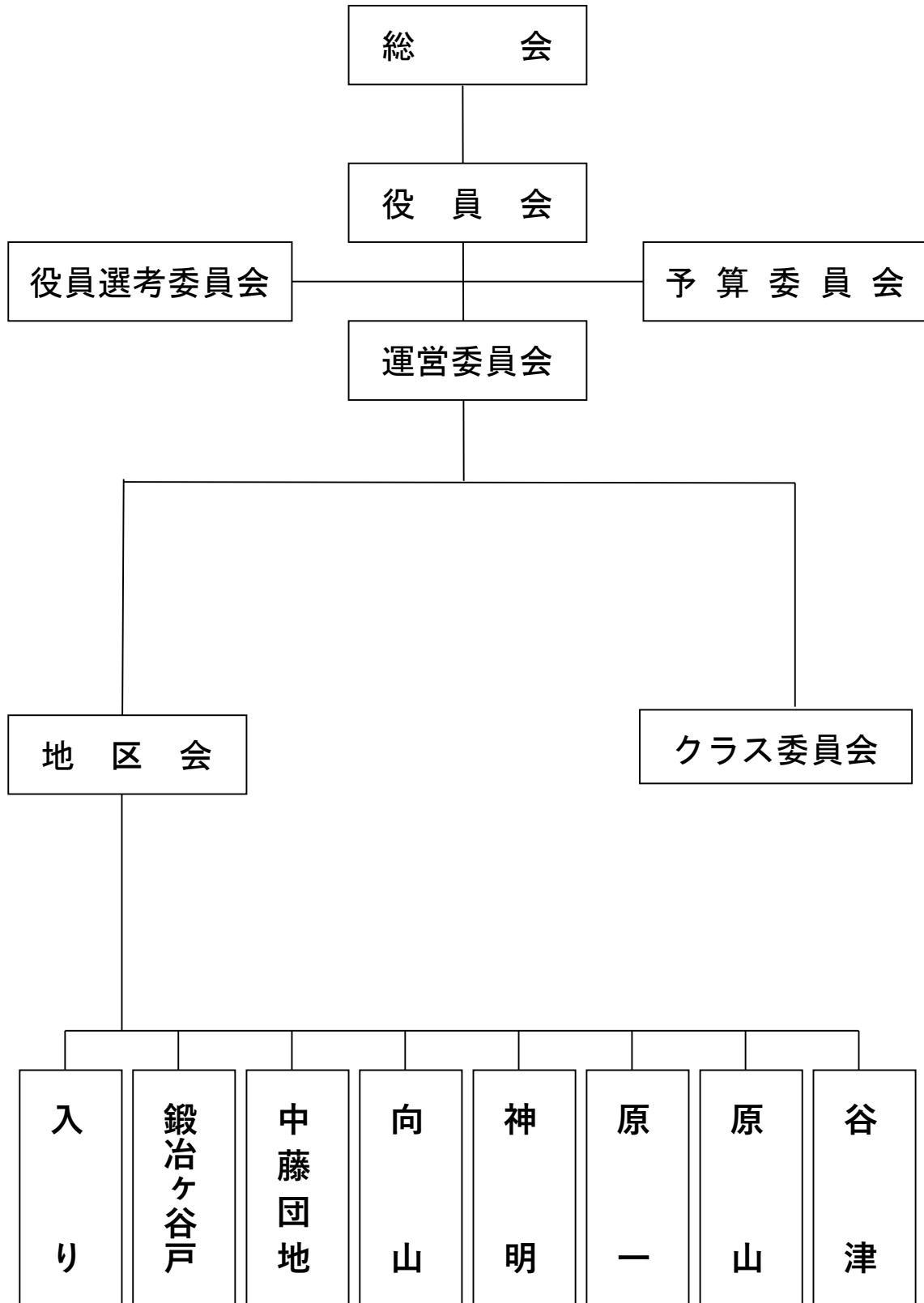
## 1 クラス委員会

(1) P T A活動のときには、クラス委員に協力してもらい推進する

(2) クラス委員会の活動内容

- ・ベルマーク・インクカートリッジの整理等
- ・やまなみの発行（年度始めに一度）
- ・学年行事（丘の上キャンプ等）の手伝い
- ・歩道橋清掃、雪かき、交通安全への協力
- ・P T A会費の集金、運動会の受付 等

# P T A 組 織 図





## PTA 団体傷害保険

PTA 団体傷害保険とは、PTA 行事に参加している際の急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害についてお支払する保険です。

※ PTA 行事とは PTA が企画・立案し、主催または共催する行事で PTA 総会、運営委員会など PTA 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

### <給付対象および保険責任範囲>

PTA 会員（父母・教師）学校に通学する生徒・児童の他、PTA 会員の同居の親族および PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者全員。

PTA が主催または共催による行事への参加中、および PTA が指定する集合・解散場所と自宅との通常の経路での往復中の傷害事故。

### <保険期間>

一年契約 5月30日から翌年5月30日 午後4時まで

### <保険料>

一世帯 146円（令和6年4月現在）

### <保険金額>

一名につき	死亡保険金・後遺障害	400万円
	入院保険金	日額 3000円
	通院保険金	日額 2000円

### <保険金をお支払いできない主な場合>

次の理由により生じた怪我に対しては、保険金は支払われません。

- ・故意の事故
- ・天災による（地震・噴火・津波）事故、熱中症等の場合
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・無免許運転、または酒気を帯びた状態での運転による事故
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・むち打ち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの

等

## 傷害保険約款（抜粋）

### 21. PTA 団体傷害保険特約条項

#### 第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が同条第1号に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織（以下「PTA」といいます。）の管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害にかぎり、この特約条項および傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い保険金を支払います。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害に対しては保険金を支払いません。
- (2) 前項のPTAの管理下におけるPTA行事には、被保険者がPTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

#### 第2条（定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1) PTA  
父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所（学校教育法に規定する大学を除く学校および児童福祉法に規定する保育所をいいます。）および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
- (2) 単位PTA  
学校・保育所単位のPTAをいいます。
- (3) PTAの管理下  
PTAの指揮、監督および指導下をいいます。
- (4) PTA行事  
日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（名称の如何を問いません。）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。

#### 第3条（被保険者）

この特約における被保険者は、次の各号に掲げる者をいいます。

- (1) 保険証券記載のPTA会員（以下「PTA会員」といいます。）およびPTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒
- (2) PTA会員の同居の親族
- (3) PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者

#### 第4条（保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

#### **第5条（保険金の請求）**

被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が保険金の支払いを受けようとするときは、普通約款第24条（保険金の請求）第1項に規定する書類のほか行事の主催者が発行するPTA行事参加中の事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

#### **第6条（保険契約の解除）**

普通約款第22条（保険料の返還—解除の場合）第2項の規定にかかわらず、保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

#### **第7条（準用規定）**

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。